

第5表 刑事事件の種類別受理, 既済, 未済人員一高等裁判所

事 件	受 理			既 済	未 済
	総 数	旧 受	新 受		
総 数	11 278	1 470	9 808	9 790	1 488
訴 訟 事 件 総 数	7 233	1 328	5 905	5 890	1 343
控 訴 審	7 233	1 328	5 905	5 890	1 343
うち 少年に対する成人 の 刑 事 事 件	1	1	-	-	1
特 別 権 限 の 第 一 審	-	-	-	-	-
再 審 1)	-	-	-	-	-
訴 訟 事 件 以 外 総 数	4 045	142	3 903	3 900	145
再 審 請 求	40	17	23	a) - 19	21
抗 告	2 658	106	2 552	2 558	100
うち 少年の保護処分決定 に 対 する 抗 告	756	41	715	731	25
費 用 補 償 請 求	12	5	7	b) 8 9	3
うち 上訴費用補償請求 の あ っ た も の	-	-	-	b) - -	-
刑 事 補 償 請 求	17	1	16	13	4
異 議 の 申 立 て (刑 訴 法 428 条)	125	6	119	114	11
訴 訟 費 用 免 除 申 立 て	166	4	162	c) 41 162	4
刑 事 雑	1 027	3	1 024	1 025	2
抗 告 受 理 申 立 て 事 件	-	-	-	d) - -	-

注) 控訴審事件及び再審事件については、実人員である。

1) 並びに a), b) 及び c) は第2表脚注該当箇所参照

d) 抗告受理申立て事件のうち受理決定を受けた実人員で内数である。

第6表 刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員一高等裁判所

事 件	総 数	破 棄 自 判			破 棄 同 差 戻 し 送	控 訴 棄 却	取 下 げ	そ の 他		
		有 罪	無 罪						そ の 他	
			うち 執行 猶 予	無 罪						そ の 他
控 訴 審	5 890	537	a) - 167		11	-	10	4 141	1 152	39
うち 少年に対する成人 の 刑 事 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再 審	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

a) 売春防止法第17条の規定による補導処分に付された人員で内数である。

第7表 刑事訴訟事件の種類及び審理期間別未済人員一高等裁判所

訴訟事件のうち、表側掲記の事件を調査の対象とし、期間は当審受理の日からの審理期間である。

事 件	総 数	1	3	6	1	2	2 以上
		月 以 内	月 以 内	月 以 内	年 以 内	年 以 内	年 を も 超 の
控 訴 審	1 343	481	677	104	55	10	16
うち 少年に対する成人 の 刑 事 事 件	1	-	-	-	-	-	1
再 審	-	-	-	-	-	-	-

第8表 刑事事件等の種類別受理, 既済, 未済人員—地方裁判所

事 件	受 理			既 済	未 済
	総 数	旧 受	新 受		
総 数	289 219	22 081	267 138	266 422	22 797
訴 訟 事 件 総 数	93 375	20 599	72 776	72 115	21 260
通 常 第 一 審	93 375	20 599	72 776	72 115	21 260
再 審 1)	-	-	-	-	-
訴 訟 事 件 以 外 総 数	195 844	1 482	194 362	194 307	1 537
再 審 請 求 (通常第一審事件に対するもの)	292	119	173	a) 1 146	146
起 訴 強 制	367	82	285	260	107
刑 事 補 償 請 求	88	11	77	70	18
訴 訟 費 用 免 除 申 立 て	2 655	148	2 507	c) 1 613 2 503	152
費 用 補 償 請 求	68	11	57	b) 41 44	24
刑 事 損 害 賠 償 命 令 事 件 2)	348	60	288	264	84
再 審 請 求 3) (刑事損害賠償命令事件に対するもの)	-	-	-	-	-
刑 事 雑 4)	189 472	753	188 719	188 771	701
そ の 他 の 事 件	2 554	298	2 256	2 249	305

- 1) 再審請求事件のうち、通常第一審事件に対する再審請求事件について再審開始決定が確定したものをいう。
2) 「刑事損害賠償命令事件」の数値は件数である。
3) 「再審請求(刑事損害賠償命令事件に対するもの)」の数値は件数である。
4) 刑事雑事件に計上するものうち、刑事損害賠償命令事件に関する申立てで民事雑事件に該当するものについては、件数を計上した。
a) 通常第一審事件に対する再審請求事件について再審開始決定のあった人員で、内数である。
b) 及び c) は第2表脚注該当箇所参照